

常陸太田市における住宅用エコ製品設置補助制度の概要（令和5年度版）

市民生活部環境政策課

1. 補助要件

<対象者>

次のどちらかに該当する方。ただし、1申請者及び1世帯あたり1回に限ります。

- ①市内に居住しており、居住する住宅に補助対象機器を設置した個人。
- ②令和6年4月30日までに市内に居住する予定で、その居住する予定の住宅に補助対象機器を設置した個人。※住所異動後に、住民票を提出していただきます。

<提出期限>

申請書：令和6年3月29日（金）

請求書：令和6年4月30日（火）

2. 対象機器と補助金額

補助対象機器		補助金額
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none">・出力10kw未満のものであること・申請者が電力会社と受給契約していること	15,000円/1kW (上限100,000円)
高効率給湯器	エコキュート（電気式）	1台30,000円 (30,000円よりも少ない場合はその金額：千円未満切捨て)
	ハイブリッド給湯器（ガスと電気併用型）	
	エネファーム（ガス式：発電機併用型）	1台72,000円 (72,000円よりも少ない場合はその金額：千円未満切捨て)
蓄電システム	設置者自ら又は、自らと同一住所地において居住する者が「いばらきエコチャレンジ」に登録しており、前年度及び当該年度の国の補助事業において、補助対象設備として登録され、及び10kw未満の住宅の屋根等に設置された太陽光発電と連携しているもの	1台50,000円

3. 手続きの仕方

工事完了後の申請になります。

対象となる事業は、令和5年4月1日から令和6年3月29日の間に実施された事業です。

申請者 設置工事完了後、速やかに申請書類を提出してください。この際、居住している住宅に機器を設置した方は、請求書も合わせて提出していただけます。居住する予定の住宅に機器を設置した方は、住所異動をした後、請求書と住民票を提出してください。

市役所 現地確認後に決定通知を送付して2週間程度で補助金を交付します。ただし、請求書が決定後に提出された場合には、請求を受けた日から2週間程度での交付となります。

<全体の流れ>



4. 設置後の処分

法定耐用年数の期間内において処分する場合には、処分承認申請書を提出していただきます。
環境政策課の窓口までご相談ください。

補助対象製品	法定耐用年数
太陽光発電システム	17年
高効率給湯器・蓄電池	6年

5. その他

<書類記入の際の注意点>

- ・申請書の右上の日付は窓口での提出日になります。
※請求書を申請書と同時に提出する場合には、請求書の日付は空欄で提出してください。
- ・黒ボールペンを使用してください。
- ・高効率給湯器申請書（様式第1号）の「給湯器の種類」の名称の対応は以下のとおりです。

本紙1ページ目に記載の名称	高効率給湯器申請様式へ記載している名称
エコキュート（電気式）	住宅用CO2冷媒ヒートポンプ式電気給湯器
ハイブリッド給湯器（併用型）	住宅用ハイブリッド給湯器
エネファーム（ガス式）	住宅用燃料電池コージェネレーションシステム

- ・高効率給湯器申請書（様式第1号）の添付書類「設置状況を確認できる写真」は、機器の全景と型式・製造番号が確認できるそれぞれの写真を添付してください。

※本体とタンクやパワーコンディショナー等、機器毎に品番がある場合には、それぞれの写真を撮影してください。

問い合わせ先

市役所環境政策課	TEL0294-72-3111（代表）	（内線109）
金砂郷支所地域振興課	TEL0294-76-2111	
水府支所地域振興課	TEL0294-85-1111	
里美支所地域振興課	TEL0294-82-2111	

※様式等については、市のHP（くらし⇒ごみ・生活環境⇒環境（補助等）⇒太陽光発電設備及び高効率給湯器設置費補助金⇒関連書類ダウンロード）からもダウンロードできます。